

公 示 送 達 に つ い て

次の者は、住所が不明であるから書類の送達ができないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町税務課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 8月 18 日

川辺町長 木下 宙



| 氏名        | 送達書類名         | 備 考        |
|-----------|---------------|------------|
| 西野 美那子    | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 土釜 則義     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 則竹 光明     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 則竹 光明 外1名 | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 森田 博      | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 古澤 久雄     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 古澤 久雄     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 岩本 長徳     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 田原 伸彦     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 渡邊 勝正     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 宮脇 星児     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |
| 仙田 正泰     | 令和8年度固定資産税督促状 | 原本は税務課にて保管 |